

近世ドイツにおける軍隊と社会

——「軍隊の社会史」研究によせて——

鈴木 直志

はじめに

近年、ドイツ歴史学界において、軍事史研究がにわかに活況を呈してきている。ドイツ歴史学の軍隊研究は振るわなくなつて久しいが、「軍隊の社会史」を標榜する研究者たちによつて、こうした状況が今、変えられつつある。

この「軍隊の社会史」研究にはいくつかの特徴を見いだすことができる。そのひとつは、言うまでもないことだが、この研究がドイツにおける軍事史研究の伝統の上に成立している点である。具体的にはそれは、第二次大戦後にO・ビュッシンが開拓した軍隊の社会史的研究⁽¹⁾を基礎にしていることや、R・ヴォールフアイルらの提唱した軍事史研究の理念を継承していることに見ることができる。しかし他方で、「軍隊の社会史」は従来の軍事史研究に見られなかつた特徴をも併せ持つてゐる。例えば、徹底した数量化の手法に現れてゐるように、この研究においてはフランスの軍事史研究が貪欲に吸収されているし⁽²⁾、またE・W・ハンゼンが以前に強調した、プロイセン以外の地域における軍隊

研究⁽¹⁾も、近年熱心に行われるようになつた。これらの新しい刺激により、「軍隊の社会史」は今までになかつた諸問題を設定し、みずからの研究フィールドを拡大させているのである。

とりわけ注目されるのは、「軍隊の社会史」によつてパラダイムシフトとも言うべき事態が生じていることである。換言すればそれは、「社会の軍事化」論の相対化ということができる。周知のように、従来、近世ドイツの軍隊と社会との関係を考えるにあたつて真っ先に参照されたのは、一九六〇年代にビュッシュが提起した「社会の軍事化」論であつた。⁽²⁾一八世紀のプロイセンを題材にして、社会のすみずみにまで及んだ軍隊の影響を表現したこの学説は、ナチズムの爪痕がいまだ強く残つていた時代を背景にして強い説得力を持ち、戦後ドイツの軍事史研究をながく規定したのであつた。しかしこの「社会の軍事化」論は今、六〇年代とはまつたく異なる時代を背にした「軍隊の社会史」によって相対化されようとしている。しかも、それのみならず「軍隊の社会史」は、ひろく近世ヨーロッパの軍隊と社会を考察するにあたり、一考に値する重要な論点を提示はじめていると思われるのである。

それゆえ本稿では、ドイツ軍事史研究におけるこうしたパラダイムの変化を跡づけながら、軍隊と社会というテーマにひろく妥当する重要な論点の抽出を目的にしようと思う。その際にまず、ゲッティンゲンにおける宿営の研究とブロイセン将校に関する研究とを紹介し、その要点を検討する。それを通じて、「社会の軍事化」が軍隊と社会との関係の一局面にすぎなかつたことや、ビュッシュの立論に実証的な批判が加えられていく現状が示されることであろう。次に、「軍隊と啓蒙」という視点から、ヴュルテンベルクの将校教育とブロイセンの軍隊孤児院に関する事例研究を取り上げる。軍隊と啓蒙との関係は、これまでのわが国の軍事史研究で取り上げられることのなかつた側面であるが、軍隊と社会との関係を考える際には、きわめて重要な視点を提供すると思われる。なぜなら、啓蒙は社会の側から軍隊に働きかけた影響力として機能しただけでなく、軍隊と社会との関係における変化の動因として作用したからであ

る。「軍隊と啓蒙」を論じる際には、おもにこの点を念頭に置いて進めることになるだろう。本稿で扱う時代は近世の後半、主として一八世紀であるが、考察する対象や地域に関しては、一般兵士と将校、プロイセンと非プロイセン地域といった問題にも配慮した。なお、本論の予備的作業として、「社会の軍事化」論を中心に、ドイツ歴史学における軍隊研究の歩みを今一度振り返つておく必要があると思われるのでも、まずこれを概観することからはじめたい。

I ドイツ歴史学における軍隊研究

第一次大戦前後のドイツは、軍制史研究の先鞭をつけたH・デルブリュックや、國制と軍制の関係をグローバルな視野から論じたO・ヒンツェなどを輩出し、歴史学の立場からの軍隊研究が隆盛を見た。⁽⁶⁾しかし、ナチ体制が成立して以降は、軍隊をテーマとした注目すべき研究はほとんど現れなくなつた。とりわけ戦後になつてからは、ヨーロッパ近世軍事史に関する研究の重心が、フランスやイギリスなどへと移つてしまつたようである。周知のように、フランスではA・コルヴィジエを中心とする軍隊の社会史研究が開花したし、またイギリスやアメリカでは、M・ロバーツの提起した軍事革命論が活発に論じられ、議論は現在もなお続いている。これらの諸成果については、わが国においてもつとに紹介、検討されているので、ここであらためて述べるまでもなかろう。⁽⁷⁾他国のこうした研究状況と比較すると、戦後のドイツ歴史学における軍隊研究の不振は明らかである。⁽⁸⁾その背景には、当然のことながら、ナチズムのもたらしたカタストロフィーを指摘することができるだろう。これによりドイツの歴史家たちは、「軍隊」というファクターに距離を置き、正面から取り上げることを避けるようになった。つまり、ナチ時代において軍隊研究が「国防史」Wehrgeschichte の名の下に御用学問として利用され、さらにドイツ軍国主義が国家の破滅へと導いたために、ドイツ歴史学は歴史研究のテーマとしての「軍隊」や「戦争」というものに強いアレルギーを持つことになり、それ

が相対的な研究不振につながつたのである。このようにして軍隊研究は、戦後のドイツ歴史学において、いわば市民権剥奪とでもいべき状況におとしめられたわけだが、こうした逆境の中でも現在まで続く、あるいは現在の基礎となるような軍隊研究の分野がいくつか存在した。この点について、ここではさしあたり国家形成論、とりわけ国制と軍制に関する研究と、O・ビュッシュによる軍隊の社会史研究を取り上げておきたい。

近代国家の形成に際して常備軍が果たした役割は、国制史研究においてもつとに認識されてきたところである。近世ヨーロッパ諸国の国家行政や財政機構の整備は、常備軍建設に負うところが大であり、軍隊はまさにヒンツェが言うように「国家形成の屋台骨」であった。彼の論文「国制と軍制」は、政治集団の規模の変化と、その集団の持つ軍事力の相互関係を、古代から第一次大戦によぶ西欧の歴史に即して跡づけたものである。⁽⁹⁾ここでヒンツェは、近世の諸関係を、君主による絶対主義的国制と、常備軍的な軍制との相関関係として論じたのであつた。彼のこのようないえ方は、「国制と軍制」というテーマ設定とともに、戦後のドイツ歴史学においても批判・継承され、ドイツにおける軍隊研究のひとつの伝統を形成した。戦後の国制史研究において、絶対主義国家における身分制的要因を再評価する、いわゆる絶対主義像の再検討が行われ、それとともに軍制史研究においても、例えば民兵制の研究に見られるように、当時の軍隊における身分制的要因ともいべき側面が指摘されるようになつた。⁽¹⁰⁾これにより先のヒンツェの見解は、現在の研究水準において、そのままのかたちでは受け入れがたいものとなつたが、だからといって「国制と軍制」というテーマ設定自体が決して破棄されたわけではなかつた。それどころかそれは、戦後の研究者たちに引き継がれていたのである。とりわけ近世ヨーロッパ史に関しては、比較史的観点から、国制と軍制に関するコロキウムが一九八四年に開かれてさえる。これを見ても、「国制と軍制」をめぐる研究が、ドイツにおける軍隊研究のひとつ潮流として、今なお存続していることが理解されよう。

「国制と軍制」という視点からでは十分にとらえきれなかつた研究分野は、軍隊の社会史である。この分野におけるドイツ歴史学の先駆的業績としては、ビュッシュの『近世プロイセンにおける軍事システムと社会生活』を挙げる⁽¹⁾ことができる。彼の示した論点は、先述のように本稿にとつても重要なので、ここでいささか詳しく述べようと思う。

ビュッシュはこの著書において、フリードリヒ・ヴィルヘルム一世の治世以降、中でもカントン制（国内の農民を主な対象とした徴募制度。一七三三年に制定）の成立によつて生じた、一八世紀プロイセン社会の変容を描いた。彼によれば、新兵の安価な確保を目的としたこのカントン制によつて、独特的のプロイセン社会が形成された。すなわち、カントン制は農村社会における領主・農民関係を、軍隊における将校・兵士関係へと横すべりさせ、それによりプロイセン国家では、身分制社会を土台とし、農業制度＝グーツヘルシャフトと軍事制度とが融合した独自の軍事システムが構築されたというのである。ビュッシュの見解の中でとりわけ重要なのは、このような軍事システムが生活様式にまでいたる変容をプロイセン社会にもたらした、という点にある。徴募された農民は、帰休兵として農村へ帰ることで軍隊の規範や生活様式を農村社会へ広めていった。貴族は将校となり、自領の農民に対するのと同じように、兵士を鞭打ち、彼らに命令・服従原理を徹底的に教え込んだ。こうして農業国プロイセンの住民のほとんどが、直接的にも間接的にも軍隊の影響を色濃く受けることとなつた、とされるのである⁽²⁾。さらに都市においては、軍事人口（将兵とその家族）の占める高い割合や、軍服や銃器などのマニュファクチュア工場を通じて、また官僚においては、高級官僚における武官の優遇や、退役した下士官や兵士の下級官吏への登用を通じて、軍事システムは既存の社会秩序と密接に絡み合い、プロイセン国家のすみずみにまで影響を及ぼしていった。それはビュッシュによれば「社会の軍事化」と呼ぶべき現象であった。この「社会の軍事化」が、「プロイセン主義」Preußentum の成立にあたつて大きな役割を果たしたと考えられているところをみても、彼の論点の背後には、戦後まもない時期のドイツの知識人に共通

した問題意識を、明らかに読みとることができる。それは、ナチズムを引き起こした触媒ともいべき、プロイセン軍国主義のルーツを探るという問題関心である。この問題に対するビュッシュの答えこそ、一八世紀のプロイセンに生じた「社会の軍事化」なのであり、それが「プロイセン主義」形成にあたって決定的な影響を与えたと想定することで、彼は近現代ドイツ史の負の連續性を見いだそうとしたのである。当時の問題意識を強く反映したビュッシュの著作は、学界でひろく受け入れられていった。とりわけ彼の「社会の軍事化」論は、数十年にわたり「覆すことのできない学説」⁽¹⁶⁾として、ドイツの近世軍事史研究を規定したのであった。

このように「社会の軍事化」論は、第二次大戦直後のドイツに特有の問題関心から提起され、戦後のドイツの知的環境に適合することで、広範な支持を得た学説であった。しかし今や、ビュッシュとは大きく異なる知的環境を背景とした「軍隊の社会史」は、前述のようにこの学説を再検討し、新たなパラダイムを構築する試みを始めている。それでは次に、「軍隊の社会史」の具体的な諸研究をいくつか取り上げて、再検討の現状を展望してゆくことにする。

II 「社会の軍事化」再考

「社会の軍事化」論を見直す試みとしてまずもつとも注目されるのは、R・プレーフェの研究であろう。中でも、都市ゲッティンゲンと軍隊との相互関係を論じた彼の学位論文『一八世紀における常備軍と都市社会』は、「軍隊の社会史」の模範的研究として評価しうるものである。⁽¹⁷⁾ この著作をはじめとする彼の軍隊研究においては、宿営の問題が中核のひとつをなしているので、ここでもそれを取り上げる。宿営は、軍隊と既存社会（とりわけ都市）とがもつとも緊密に接触する場でありますながら、これまで徹底した分析の対象とならなかつた分野である。⁽¹⁸⁾ プレーフェは都市ゲッティンゲンにおける宿営を調査し、興味深い事実を明らかにするとともに、軍隊と社会についての新たな見解を示す

ことに成功している。それゆえ以下では、彼の宿営研究の要点をまとめ、「社会の軍事化」論を再検討する手がかりとしたい。

宿営とは、職務にある軍人が行軍中あるいは平時に、都市民や農民の家に投宿することをいう。近世のドイツでは、おもに財政的な理由から兵舎の建設が促進されなかつたため、一般には宿営がひろく普及していた。とりわけ常備軍が形成され、急増した兵員をつねに維持する必要が生ずると、宿営制度をすみやかに整備することは君主にとっての大きな課題となつた。プレーフェによれば、ドイツでは一般的に、一六七〇・八〇年代に宿営に関する条例が数多く現れ、試行錯誤の末、一七一〇年代に標準となる規定が確定したという。もとより君主が宿営制度を整備したのは、軍隊の維持だけが目的だつたわけではない。宿営には、社団としての都市を抑圧する機能があつたことを忘れてはならない。宿営する兵士たちは、規律化を押し進める君主権力の象徴であり、宿営の実現は、数世紀来続いた都市の自治に指導を渡し、これを君主に服従させる」とも意味したのである。また宿営は、軍隊自体の規律化にも役立つた。市壁に囲まれて生活する兵士たちにとって、夜陰に乘じて脱走することはもはや非常に難しくなつたからである。さらに、宿営が兵士と市民の相互監視の手段にもなつていたことも重要である。法秩序の維持のため、兵士が市民を見張るだけでなく、市民もまた宿営する兵士たちの行動を当局に報告し、兵士の閑労働などを防止しようとしたのである。

一八世紀のゲッティンゲンでも、宿営はひろく行われた。その負担を担つたのは、もちろんゲッティンゲン市民である。⁽²⁰⁾ 彼らは宿営税 Servis・糧食税 Proviantkornabgabe・物品當業税 Lizentgebühren を納め、それにより将兵たちには、住居・パン・俸給がそれぞれ支給されたのであつた。糧食税と宿営税の納入は、現金か現物（穀物および部屋の提供）かのどちらかでなされることになつていて、租税の徵収や部屋の斡旋といった業務を処理するため、都市

には Bilitant と呼ばれる機関が新たに設けられた。通例、宿営する兵士たちには寝室(1)～三人で一室。暖炉なし)があてがわれ、その他には台所と食器、調味料を使用することができた。また冬になると、兵士は家主の使う暖炉部屋へ行くことを許された。もし、兵士と家主が穏やかな共同生活を送れなくなつた時には、定額の示談金が家主から兵士に支払われ、それにより兵士は立ち退き、別の部屋を探してもよいことになつていた。兵士の生活ではまがりなりにも衣食住が保証されるため、物価が高騰した時には、日雇いよりも恵まれた生活をすることができた。それゆえ、例えば失職中の職人などにとつて兵士は魅力的な職業になりえたという。

他方、都市民にとつて宿営は、大きな負担であつた。異質なメンタリティーを持つ軍人との同居は、そもそも大きな心理的負担となつたであろうし、宿営税を現金で支払うにしても、その額は軽視できないほどであつた。⁽²⁾ 兵士が病気になつた時には家主一家が看病せねばならず、その際には自分たちも感染する危険があつたため、これまた大きな問題であつた。特定の商売、例えばビール醸造業やパン屋、商家などでは、在庫商品や生産機材の関係で兵士を宿営させる十分な空間を確保できない、という問題もあつた。だがおそらく最大の問題となつたのは、宿営先での兵士と都市民との衝突であろう。⁽³⁾ 実際、宿営先で狼藉をはたらく兵士に苦しめられた都市民の姿は、数多くの史料で跡づけることができる。今や都市社会では、街頭や市場のみならず、市民の私的な生活圏にも軍服を着た男たちが侵入していくことになつたのであり、軍人たちは市民に、財政的にも、心理的にも、また日常生活のさまざまな場面でも負担を強いた。同時に市民は、軍人たちと衝突をしつつ、軍隊の存在に少しずつ馴らされていった。その意味で宿営はまさに、「社会の軍事化」を担う大きな要因であつたと考えることができるるのである。

しかし、宿営がもたらした軍隊と都市民との関係は、こうした対立の側面だけではなかつた。より子細に見ると、両者の共生や協力、ひいては都市社会への兵士の統合ともいうべき事態すら生じていたからである。例えば経済の分

野では、兵士が副業に就くために、都市民と兵士とが協力してツンフト条例の網をくぐっていた。大工仕事のできる兵士は家主のために棚や扉を作り、兵士の妻は売り子となつて食料を売った。軍楽隊員は、住民の結婚式や祝祭の時に楽器を奏でた。これらは総じて、既存のツンフトの営業領域を侵すものであり、それゆえ都市当局には、手工業親方から数多くの苦情が寄せられた。しかし、ツンフト条例違反で兵士たちを罰することは非常に難しかつた。というのも、兵士と市民のあいだには、生産者（兵士）と購買者（市民）、雇用主（市民）と被用者（兵士）、あるいは販売者（兵士）と消費者（市民）といった多面的な相互依存関係がすでにできあがつていて、取り調べに際して両者は談合したからである。また、市門通過の際に支払わねばならない物品営業税は、検問にあたる兵士によつて、家主のそれが見逃されることがあつた。市門は、兵士と都市民とが共謀する密輸の場になりえたのである。要するに、宿営の際に両者が共同で利用する居住空間は、たがいに衝突する場所だけでは決してなく、生産をし、ものを売り、共謀の取り決めをする場所でもあつた。宿営は、兵士と都市民の相互に利益を生み出す協力関係を作りだしていたのである。同時にこの関係は、ツンフト手工業と都市の税収入にかなりの損害をもたらしていたことを忘れてはならない。

経済の分野以外にも、兵士と都市民は多くの接点を持つていた。例えば、両者はともに余暇を楽しむこともあつたし、飲酒仲間になることもあつた。兵士と都市在住の女性との同棲は、数多くの事例があるといふ。ブレーフェの調査によれば、ゲッティンゲンに駐屯する兵士の子供の洗礼親、ならびに兵士の結婚相手として、ともにもつとも多いのは、Fremde と呼ばれる都市下層民である。これに市民権を持つ正規の都市民を加えると、洗礼親の場合は約四分の三、結婚相手の場合は約三分の二が、都市の住民といふことになる（表一・二参照）。さらに、一七二〇年から一七五五年までにゲッティンゲンの市民権を獲得した移住者のうち、かつての兵士は約七分の一にのぼつてゐる。これらのデータが示しているのは、たんに多くの接点が兵士と都市民とのあいだにあつたということだけではなく、兵士たち

表一 ゲッティンゲンにおける兵士の嫡出子の洗礼親

時期	洗礼総数	市民	Fremde	親戚	軍人	その他
1721-1755	1416	131(9.3%)	923(65.2%)	148(10.5%)	519(36.7%)	107(7.6%)

典拠 R. Pröve, Der Soldat in der 'guten Bürgerstube', S.212.

表二 ゲッティンゲンに駐屯する兵士の結婚相手

時期	結婚数	市民の娘/未亡人	Fremdeの娘/未亡人	軍人の娘/未亡人	その他
1721-1755	301	51(16.9%)	147(48.8%)	44(14.6%)	59(19.6%)

典拠 R. Pröve, Der Soldat in der 'guten Bürgerstube', S.212.

がゲッティンゲンの都市社会に統合されてもいたという事実である。宿営はその際に大きな役割を果たした。出稼ぎなどの仕事で都市に住み込むのとは異なり、宿営は比較的長期にわたって、濃密な相互関係を兵士と都市民の双方に要求したからである。それを通じて、兵士は数多くの都市民と知り合い、街の風習にもなじむことができた。また市民の側でも、優秀な手工業技術を持つ兵士を修行させたり、気心の知れた兵士を婿入りさせたりすることで、家業の継承を図ることができたのであつた。

兵士と都市民のこのような社会的関係や経済的な協力関係は、相互の反目や暴力の行使よりも、当時の日常を強く規定していたとブレーフェは考える。さしたる支障もなく行われた日常的な宿営は史料として残りにくいのであって、それゆえ兵士と都市民の反目ばかりに注目した宿営のイメージは、一面的とされるのである。このような彼の主張には、たしかに説得力がある。だがブレーフェの論点はこの点だけに尽きてはいるのではない。兵士たちが都市社会への統合につとめていた事実をふまえて彼が導き出した次のような見解の方が、おそらくもっと重要である。すなわち彼は、宿営がもたらしたのは「社会の軍事化」ではなく「軍隊の市民化」Verbürglichung des Militärs であったと結論し、軍隊と都市社会との共存関係を強調して、歴史像の大膽な転換を促しているのである。⁽²⁾ 彼のこの提言は、軍隊と社会の相互関係を考えるにあたり、非常に大きな意味を持っている。これまで「社会の軍

事化」一辺倒だったイメージに対し、修正を要求しているからである。豊富な統計データを駆使して提示された彼の主張は、おおむね受け入れるに値するであろう。もちろん、「軍隊の市民化」をめぐつては議論の余地がまだ残っている。例えば、プレーフェは「社会の軍事化」を否定しているわけではなく、それどころか逆に、兵士と都市民との関係を牧歌的にとらえることを強く斥けているほどであるが、「軍隊の市民化」と「社会の軍事化」との両立をどのように説明するのかという点になると、まだ何も答えてはいない。また、研究者のあいだでは「軍隊の市民化」の内容に説得力があつても、その呼称は、近世の軍隊と社会との諸関係全体を把握する言葉として不十分であるという批判もある。⁽²⁾ このように、議論すべき点はたしかにあるが、ここではひとまず、「社会の軍事化」論がひとつ目の局面にすぎないことを明らかにし、さらに自らの新しい仮説を提示したプレーフェの功績を、率直に評価したいと思う。

プレーフェの研究に特徴的な、数量化による考察方法は、F・ゲーゼのプロイセン将校研究にも用いられている。⁽³⁾ 貴族研究を専門とするゲーゼは、騎士領を持つ在地貴族の生活世界を前面に出し、その上で将校の問題を論じようとする。このような見方は、将校をまずもつて軍隊における指導階層としてとらえてきた、これまでの研究の視点とは若干異なるものであり、それゆえ彼によつて描かれるプロイセンの将校像、とりわけ領主貴族層と将校との関係についての認識は、ビュッシュのそれとは異なつてゐる。以下では、このゲーゼの研究の要点を一瞥する。

一八世紀プロイセンでは、将校のほとんど全員が貴族であつたが、当時の家臣総覧 *Vasallentabellen* を統計処理したゲーゼの調査結果から見ても、すべての領主貴族が将校だつたわけではない。例えば、貴族が将校になる割合には地域差が存在していた。試みに軍人王の即位した一七一三年を見ると、ルッピング、テルトウ、ノイマルクで貴族がブロイセン軍の将校になる割合が高く、逆にプリクニッツやアルトマルクでは比較的低かつた。地域差を生む理由のひとつは、伝来の地域的なつながりであつた。軍人王によつて排他的なプロイセン将校団が形成されるまでは、プロイ

セレンの貴族が他国の将校になることも珍しくなかつたため、例えはアルトマルクでは、プロイセン王国の中心部とほぼ等距離にあるハノーファー選帝侯国の将校になる貴族も多かつたのである。また、貴族の領地が両国にまたがつてゐる場合やプロイセンの君主に反感を抱いた時なども、アルトマルクの貴族はハノーファーの軍務につくことがあつた。地域差をもたらすもうひとつの中間は、貴族の経済状況であつた。例えはノイマルクのように、所領の規模が総じて小さく地味も悪かつたところでは、将校になることが身分相応の生活を送るために有力な選択肢となつており、それゆえ将校の割合は高かつた。東プロイセンの裕福な貴族は将校になる割合が低かつたことも知られており、これもまた経済状況に影響された事例といえよう。実のところ、この東プロイセンの事例を明らかにしたのは他ならぬビュッシュであり、⁽²²⁾ 将校と貴族の相互関係についての理解は、この点においてはビュッシュとゲーゼとのあいだに差異はない。問題となるのは、「社会の軍事化」論とも密接に関わる、次のようなビュッシュの見解である。

プロイセン将校は、ビュッシュのテーゼによれば、社会的な行動様式の点で貴族身分とまったく同一であつた。彼によれば、時には暴力を用いて自領の農民を支配し、領地の経営をした貴族は、軍隊では将校となつてこれまで暴力を交えて兵士に命令し、中隊長に昇進すれば「中隊經營」にいそしんだとされ、領主としての振る舞いと将校としてのそれは同じものと見なされた。カントン制が確立すると、領主貴族たちは自領の農民を新兵として徴募し、自らの中隊で教練して盲目的な服従を教え込んだ。「中隊長は帰郷すればグーツヘルであつた」というビュッシュの言葉は、この図式を端的に表現したものである。⁽²³⁾ 要するに、ビュッシュの描くプロイセン将校とは、同一の支配対象（農民＝兵士）を持つ領主貴族なのであって、彼らは農場と軍隊の双方において君臨し、支配下の人間に規律や服従を徹底的に注入する集団であつた。そして、まさにそれがゆえに将校は、「社会の軍事化」の担い手だつたのである。

ゲーゼの批判はこの点に向けられる。つまり、貴族の所領と将校として徴募の仕事をした駐屯地とは必ずしも同じ

表三 ノイマルクの貴族将校（騎士領所有者）の駐屯地域（一七一三年）

西部諸州	クールマルクおよび マクデブルク	東プロイセン	ポンメルン	ノイマルク	計
13(19.1%)	17(25%)	14(20.5%)	10(14.7%)	14(20.5%)	68(100%)

典拠 F. Göse, Zwischen Garnison und Rittergut, S.125.

表四 クールマルクの貴族将校（騎士領所有者）の駐屯地域（一七六九年）

	ルッピング	ハーフエルラント	ブリクニッツ	ベースコウ＝ ステルトウ
出身または近隣クライス	2	3	2	2
クールマルク・マクデブルク の他クライス	9	10	9	3
シュレージエン	2	—	1	4
東プロイセン	1	—	1	—
ポンメルン	2	1	1	1
ノイマルク	2	1	1	1
西部諸州	—	—	—	1
計	18	15	15	12

典拠 F. Göse, Zwischen Garnison und Rittergut, S.125.

地域ではなかつたのであり、少なくとも「同じ支配対象を使役する貴族＝将校」という実態は、彼の提示するデータによれば、カントン制の導入の如何を問わず存在しなかつたというのである。表三は一七一三年の、すなわちカントン制の導入以前において、ノイマルクに所領を持つ貴族将校の駐屯地域を示したものであるが、ここから、駐屯地は王国全域にほぼ均等に分散していく、ノイマルクに駐屯した将校が全体の五分の一しかいなかつたことが分かる。表四は、フリードリヒ大王時代にクールマルク出身の貴族が将校として駐屯した地域を示したものであるが、ここからもおおよそ同じことが言える。すなわち、クールマルク内部の他クライスに駐屯した将校の多さが目につくものの、自らの騎士領のあるクライスならびにそれに隣接するクライスに駐屯した将校はやはり少なく、五分の一から六分の一程度なのである。これらの数値から明らかかなように、将校の駐屯地は各地に分散していたのであって、圧倒的の多数の将校は自領の農民を徴募する状況ではなかつ

たのである。

このように、ゲーゼによる「社会の軍事化」批判は、貴族の所領と将校の駐屯地がほとんど一致しなかつたことに見てとれるわけだが⁽³⁰⁾、たしかにそこには、前述の「軍隊の市民化」で見たような、大幅な視点の転換を促すほどの見解はみられない。しかしながら、ビュッシュのテーゼの中で実証データに基づくことなく創られた部分のあることを指摘して、これに正当な修正を加えたことは、評価に値すると思われる。ビュッシュの唱える「社会の軍事化」論は、その足場となつたプロイセンにおいても再検討の段階に入つてきているのである。

III 軍隊と啓蒙

一八世紀が一般に「啓蒙の世紀」と呼ばれるることは、あらためて言うまでもない。啓蒙の考え方によれば、理性といいう名の光が人間の行動のあらゆる領域に浸透するとされ、学問と教育を通じて人間は改善され、社会は進歩すると期待された。もちろん戦争と軍隊に関しても、軍人、民間人を問わず教養人によって数多くの議論がなされたが、軍事史研究、ひいては歴史研究全般においても、この「軍隊と啓蒙」という側面は、これまでほとんど取り上げられてこなかつた。「軍隊の社会史」研究は、盲点ともいいうべきこのテーマに着目し、啓蒙が軍隊に及ぼした影響を明らかにしつつある。その成果は当然、「社会の軍事化」論の相対化とも深く関係するわけだが、その際重要なのは、前章の諸研究がどちらかといえば静的側面、つまり構造の局面における批判であつたのに対し、「軍隊と啓蒙」の研究は、軍隊と社会との関係の動的側面、つまり変化の局面を示していることである。ここではまず、「軍隊と啓蒙」の具体的な事例として、D・ホーラートの将校教育に関する研究を検討することからはじめたい⁽³¹⁾。

周知のように、絶対主義時代におけるヨーロッパ諸国の常備軍では、将校はもっぱら貴族身分の者たちで構成され

ていた。将校を教育する機関としては、軍隊に直属する士官学校が各地で創られたが、これは将校になるための職業教育を第一の目的とした機関ではなかった。その教育目標は、まずもつて貴族身分としての素養——とりわけ軍人貴族の場合には、戦闘時に必要とされる勇猛果敢な志操——を身につけることに置かれており、授業内容においても、軍隊とは関係のない一般の貴族アカデミーと大差はなかった。士官学校において将校としての職業教育が必要とされたかつた理由は、当時の軍隊に見いだすことができる。すなわち、当時の軍隊には「戦争は手職」という考え方が浸透しており、個々の将兵は自らの経験を重ねることを通じて、軍人として必要な知識や技術を学ぶべきとされていたからである。将校についても同様で、入隊する際にも、また入隊後の昇進に際しても、職業教育の有無が問われることはほとんどなかつた。将校の職業知識は、入隊した後の勤務を通じて学べばよかつたのである。一八世紀半ばまでの軍事理論もこうした事情に対応して、参考とされるべき戦記を集成する戦争術 *Kriegskunst* が発達したにすぎず、戦争を理論的にとらえようとする試みや、将校を志願する若者に体系的な職業教育を施そうとする動きはなかつた。

しかし一七五〇年代になると、将校教育のあり方や、将校に求められる資質そのものが、常備軍の内外から疑われ、議論されるようになる。⁽²⁾ それは「戦争と軍隊はいかにあるべきか」を問う広範な議論、つまり「軍隊の啓蒙」の中心的なテーマのひとつであった。国家権力の行使の手段としての戦争が、今や、根本から理性の光に照らされることになつたのである。戦記の寄せ集めにすぎない従来の戦争術は、「軍隊の啓蒙」によって、理論と実証に基づいた体系的な戦争学 *Kriegswissenschaft* へと昇華することが要請された。それを身につけるべき担い手として期待されたのは、もちろん将校である。こうして、戦争学を修得する彼らのために新しい学校を創り、そこで十分な学問と教育を施そうとする試みが、一七五〇年代以降、ヨーロッパ各地で開始された。一七五一年にはフランスで王立軍事学校の設置が他国に先駆けて命じられ、識者の注目を集めた。またドイツの諸領邦でも、さまざまな新しい軍事教育の機関が設

けられた。もとより、これらの学校の教育目標や内容は、つまるところは既存の士官学校と変わることろがなかつたため、多くの啓蒙家たちを失望させた。しかしその中でも、「戦争を合理的に分析し、将校に必要な知識を体系的に教育する」という理念を貫いた軍事学校があつた。ヴュルテンベルクのホーエ・カールスシューレ Hohe Carlsschule である。⁽³³⁾ ここでは、この学校の創設に深く関わったフェルディナンド・フリードリヒ・フォン・ニコライ (一七三〇—一八一四) が残した史料に即して、ホーエ・カールスシューレの教育内容やその理念を一瞥したい。⁽³⁴⁾

まず、養成の対象についてであるが、この史料でニコライが想定しているのは、全軍を指揮する将帥である。戦争学の構築とその教育を熱烈に訴える彼が、最高位の軍事エリートの資質として求めたのは、非凡な能力と勤勉な學習であった。勇猛果敢といった貴族の徳目は、もはや背後に退いているのである。⁽³⁵⁾ 彼のこの要請をつきつめれば、身分制社会を前提とする絶対主義時代の常備軍に、抜本的な構造変革を求めることになるであろうが、ニコライの主張はそこまで先鋭化することはない。むしろ彼の目指したのは、既存の常備軍の枠内でなしうる合理化であり、改善であつた。次に、ホーエ・カールスシューレでの教育の実践にあたつては、予科と本科との二科構成による教育の必要性が主張されている。予科で教授される授業は、①算術一般、②解析学、③幾何学および測量学、④自然地理学、⑤政治史および政治学、⑥自然法、国際法、軍法、⑦機械工学、⑧水力学および治水術、⑨製図術の九科目であり、本科で学ぶ科目の基礎をなすものとして位置づけられている。これらを修めた学生はさらに本科へ進み、①砲学、②築城術、③建築学、④坑道術、⑤基礎戦術および高等戦術⁽³⁶⁾といつた、指揮官として必要な専門知識を学ぶことになる。ニコライは、ホーエ・カールスシューレで実際に将校教育に携わったわけではないが、彼の意見書の中で主張された教育プログラムはひろく実践されたのであつた。

ニコライは将校の条件として能力主義を掲げ、軍事エリートへの道を貴族以外の身分にも示唆しているが、もとよ

りヨーロッパ諸国の将校団をおしなべて見た場合、アンシャンレジーム末期にいたつてもなお、そのほとんどでアリストクラート化が貫かれていることを確認できる。また前述のように、一八世紀後半における新しい軍事学校の試みは、ヨーロッパ規模で見るならば、そのほとんどが啓蒙主義者たちの要請を満たすまでにはいたらなかつた。それゆえ、ニコライの主張、あるいは将校教育という視点から「軍隊の啓蒙」を考える際には、その実態よりも理念のレベルに、評価の重心を設定せざるをえないかもしれない。しかしながら、それでもなお、学問・教育という啓蒙の媒介手段が本格的に軍隊へと持ち込まれている事実は、重要であるといえよう。さらに、たとえヴュルテンベルクに限定されることはいえ、ニコライをはじめとする啓蒙の世論がホーエ・カールスシューレを設立せしめたこと、そしてこの教育機関でニコライの教育プログラムが広範に実践されたことは、軍隊が啓蒙の影響によつて変質するプロセスを示しているように思われる。その変質プロセスとはすなわち、「君主の」軍隊が「國家の」軍隊へと移行する過程である。ホーラートによれば、軍人であれ、民間人であれ、当時の知識人たちが論じた「軍隊の啓蒙」とは「國家」に関する議論の一部であつた。⁽³⁸⁾彼らの考え方したがえば、公益を体現する国家機構は、理性の法則に従つて徐々に改良されねばならず、そのためにはもちろん、国家を構成する個々の歯車が改善され、全体とかみ合つて機能せねばならないとされたのである。ここには、既存体制の原理的な批判へと進んだフランス啓蒙とは異なる、ドイツ啓蒙の特質を見るこどもできるが、より注目すべきは、これまで君主の私物としての性格の強かつた軍隊が、国家を動かす歯車のひとつとして認識されたことであろう。こうして軍隊は、国家との緊密な相互関係をとり結ぶようになり、戦争学は國家学の一部として把握されるようになった。つまり軍隊は、君主個人の手を離れて、国家という抽象的な機構の下部組織となつたわけである。「軍隊の啓蒙」の意義は、この重大な変化をもたらしたことにあると考えられる。

「軍隊と啓蒙」という問題設定をするならば、B·R·クレーナーによる王立ポツダム軍隊孤児院の事例研究⁽³⁹⁾もまた、

この文脈でとらえることが可能だと思われる。そこで以下では、この研究に依拠して軍隊孤児院の歴史を概観し、一八世紀プロイセンにおける軍隊と啓蒙の関係を考えてみることにしたい。

軍隊孤児院とは、貧しい兵士の子供を対象にした施設である。孤児院という名称こそ持つてはいるが、この施設はたんなる孤児院ではなく、むしろ設立当初は、貧しさのあまり食べてゆけない兵士の子供を収容する救貧施設であると同時に、教育施設であつた。創設者のフリードリヒ・ヴィルヘルム一世が総則の中で定めるところによれば、児童に教えるべき事項はまず宗教教育であり、次に読み書き算術といった社会生活上の基本知識であつた。さらに軍隊孤児院は、児童に職業訓練を施す場としても位置づけられていた。

プロイセンにおける兵士の生活環境は、一八世紀になるといくつかの変化が生じた。まず第一の変化は、ほとんど軍隊が都市に駐屯するようになつたことである。中でも、王宮所在地であるポツダムは、軍事人口（将兵とその家族）がもつとも集中した都市のひとつであつた。⁽⁴⁾とりわけ軍人王時代には軍隊が急激に増強され、駐屯都市の軍事人口はいつそう増加した。それにより第二の重要な変化が生じた。駐屯兵とその家族が、都市にとつての大きな財政問題になると同時に社会問題になり始めたのである。特に大きな問題となつたのは、彼らの貧困であつた。彼らが生きてゆくためには、乞食になつたり、食料品を盗んだりしなければならないほどで、飢えて食料を乞い求める兵士の子供も跡を絶たなかつた。⁽⁴⁾これらの問題に直面した王権は、当然さまざま方策を講じざるを得なくなり、ポツダム軍隊孤児院も、こうした解決策の一環として創設された。つまり王権は、貧しい兵士の子供たちによつて生じる社会不安を鎮めるために、彼らを特定の場所に閉じこめることができたのである。

もとより、フリードリヒ・ヴィルヘルム一世による軍隊孤児院創設の背景は、兵士の子供たちの惨状だけに求められてはならない。そこにはむしろ、宗教的、経済的、軍事的動機が強くはたらいていたからである。宗教的動機とは、

軍人王が傾倒したピエティズムスである。一七二〇年に国王がフランケの施設を訪問したことは、軍隊孤児院設立の直接のきっかけになつたようであるし、社会改革運動としてのピエティズムスは、規則正しい労働を人々に教え込むという指針を与え、軍隊孤児院においてもそれが実践された。また、軍人王が定めた総則によれば、軍隊孤児院の児童は宗教教育、読み書き算術を習うだけでなく、手に職をつけるべきだとされた。ここに絶対主義国家の経済的功利主義を読みとることができるのである。要するに、軍隊孤児院の児童たちは、信仰心あついキリスト者としてだけでなく、職業訓練をうけた勤勉な臣民となるように指導されたのである。第三の軍事的動機には、常備傭兵軍の構造的欠陥である脱走が関連している。⁽⁴⁾ 兵士たちの生活条件が極度に悪いと、兵士たち、とりわけ妻子を正式に認められていない兵士は、困窮のあまり国外に逃げ出す恐れがあつた。そこで国王は、王宮都市ポツダムの一等地に莊厳な建築物を建てることにより、自分に直属する兵士の家族に対し自分がどれほど心を碎いているかを、公然と知らしめようとしたのである。こうして軍隊孤児院は一七二四年から受け入れを開始した。当初二〇〇名弱だった児童数は、軍人王の治世を通じてほぼ右肩上がりに上昇し、彼が没した一七四〇年には一四〇〇名を数えるまでになつた。

その後、フリードリヒ大王の治下で軍隊孤児院はその性格を一変させた。父王の時代に児童の養護を動機づけていた宗教や慈善の要素が後退し、代わりに、児童を労働力の供給母体としてとらえる、合理的活用の発想が現れたのである。プロイセンはもともと資源に乏しい国であつたため、織維業は特別な重要性を持つていた。しかもこの産業は、他のどの産業にもましてマニファクチャによる生産が適しており、当然、大量の労働力が必要となつた。救貧院や刑務所といった施設の収容者、あるいは軍隊孤児院の子供たちは、このような労働力の供給母体として、もつとも都合のよい存在であつた。なぜなら、これらの施設はふつう、生産に適した空間と労働を監視する人員、また規律を徹底させるのに必要な装置を持っていたからである。軍隊孤児院では一七四九年以降、エフライム、グムペルツといつ

た企業家たちのテコ入れによって生産が本格化した。九歳から一六歳までの二〇〇人の少女が、毎週四一時間から五三時間のあいだ労働するようになつたのである。企業家たちはこの児童労働によって大きな利益を上げ、他方で軍隊孤児院は収容する児童の数を増大させていった。一七七九年には二〇八三人となり、一八世紀を通じて最高の児童数を記録している。だが、このような児童労働はやがて、経済効率の点から見て問題のあることが判明した。子供たちの健康状態が悪化して、軍隊孤児院の生産性は低下し、利益も次第に減少したからである。こうした状況を目の当たりにして、企業家たちもまた、啓蒙主義の教育家たちの主張に目を向けるようになったのである。

ほとんど無制限に児童たちを収奪した結果、軍隊孤児院は悲惨な状態に陥っていた。とりわけ、児童の死亡率の高さと病気の蔓延は、一七七〇年代になつて啓蒙主義による批判の対象となつた。これをうけて、フリードリヒ大王の治世の晩年に、軍隊孤児院の教育内容の抜本的な刷新が始まつた。すなわち軍隊孤児院は、経済優先の収奪機関から、教育機関へと移行し始めたのである。デッサウの博愛学校 *Philanthropinum* やロホウの学校に端を発する啓蒙の教育学は、ポツダムの司令官ローディヒ大将と従軍牧師クレチュケの尽力により、軍隊孤児院にも伝えられた。まず児童の労働時間が大幅に短縮され、最終的には児童労働そのものが廃止された。また児童数も激減し、一七九二年以降は六〇〇人程度に落ち着いた。さらに、教育内容には読み書き算術の基本的な知識だけでなく、ロホウが実践した祖国の地歴の教授や問答形式の授業が盛り込まれていつた。こうして軍隊孤児院は、個々の児童の自助努力による教育機関へと変貌したのである。

ポツダム軍隊孤児院が一八世紀にたどつたこのような推移を、クレーナーは社会的規律化の文脈でとらえている。王権にとって軍隊孤児院の設立は、基本的には、社会問題の火種になりかねない貧困児童を一ヵ所に閉じこめて、マージナルな集団を王権に結びつけようとする試みであつたが、その際、収容する児童たちに職業訓練を施すなどして嚴

格にしつけ、規律を植え込むという、社会的規律化の方向性も存在したとされるのである⁽⁴⁾。その後フリードリヒ大王のもとで軍隊孤児院は、児童労働力の収奪機関へと変わったが、例えば斎一的な手工業労働に象徴されるように、規律化への方向そのものに変わりはなかった。しかし、過酷な労働に対する啓蒙主義からの批判は、経済活動の放棄、児童数の削減、そして教育機関としての明確な位置づけを軍隊孤児院にもたらしたのであって、クレーナーによればこれらが、社会的規律化の挫折を示す指標と見なされている。社会的規律化に対する彼の解釈は、エストライヒの定義を考慮した場合にいささか検討の余地があるようにも思われるが⁽⁵⁾、いずれにせよこの事例からも、将校教育の項で確認したのと同じ現象を見て取ることができる。それはすなわち、王権によつて占有されていた軍隊が、啓蒙の議論によつて変化を余儀なくされたという点である。もちろん、啓蒙の恩恵にあずかつた子供たちは、プロイセン軍兵士の子供の全体からみれば一部にすぎない。それゆえこの場合もまた、評価軸は主として理念のレベルに設定せざるをえないかもしれないが、「軍隊の啓蒙」がプロイセンにおいても進行していくこと、しかも一八世紀末にはそれが兵士の子供のレベルにまで降りてきていることは、見逃してはならない事実であろう。

おわりに

第二次大戦後、O・ビュッシュは、ナチズムを招いた大きな要因としてプロイセン軍国主義に着目し、軍人王からヒトラーにいたる連続性を想定しながら一八世紀プロイセン社会を描いた。その研究成果として得られた「社会の軍事化」論は、絶対主義時代のドイツにおける軍隊と社会を説明する定説として、近世軍事史研究を長く規定してきた。ビュッシュの著作は、ドイツにおいては軍隊の社会史的研究に正面から取り組んだものとして先駆的業績であり、そ

の意味ではこれからも古典的価値を持ち続けるであろう。だが、彼の提起した学説は、本稿で紹介した個別研究が示すように、徐々に見直されつつある。

ドイツにおける近年の「軍隊の社会史」は、ビュッシュの描いた「社会の軍事化」とは正反対の「社会が軍隊に与えた影響」という側面に注目する。ゲッティンゲンにおける宿営の研究では、兵士と都市民とのあいだの密接な相互関係、ならびに兵士がひろく都市社会へ統合されていた事実が明らかにされたし、プロイセン将校の研究では、自領の農民¹¹兵士を使役する貴族¹²将校というビュッシュの図式に対して修正が迫られ、所領と駐屯地の不一致が確認された。また、ヴュルテンベルクにおける将校教育、プロイセンの軍隊孤児院の事例からは、一八世紀後半に啓蒙が軍隊へ浸透してゆく過程が示され、改革を求める教養市民層の世論が、軍隊の性格を変えるだけの力を持つていたことが明らかになつた。これもまた、社会が軍隊に与えた影響のひとつとして解釈することができるだろう。要するに、これらの研究に共通して示されているのは、軍隊と社会との関係が前者の影響力の一方通行ではなかつた、という点なのである。

以上のことから、「軍隊の社会史」研究が、ビュッシュの「社会の軍事化」論の相対化に成功したと結論づけてよいだろう。軍隊はもはや、たんに規律の権化として、あるいは国家形成の主要因として社会に影響を及ぼしただけではなく、逆に当時の社会のあり方やその変化に強く条件づけられた存在でもあつた、と考えねばならない。近年における軍隊の社会史研究がもたらした大きな成果のひとつは、このような認識へ至つたことにあるのである。もとより、だからといって近世における軍隊と社会との関係が、これで完全に解明されたわけではむろんない。なぜなら、私見によれば、ブレーフェの「軍隊の市民化」論をはじめとした諸研究の意義は、これまで支配的学説であった「社会の軍事化」に対するアンチテーゼを提供した点に、主として見いだされるからである。したがつて、ジンテーゼともい

える軍隊と社会の相互影響の体系的解明は、これから課題となるであろう。新たな全体像を描く作業は、ようやく始まつたばかりなのである。なお、この作業に取り組むに当たっては、まず何よりも、近世において軍隊が持つていた重要性とその特質を十分に配慮しておかねばならないと思われる所以で、最後にこの問題について二点ほど言及して本稿を終えることにしたい。

社会集団としての軍隊は、そもそも近世社会においてどの程度の重要性を持つ団体だったのだろうか。都市や農村といった既存の共同体に比べれば、重要性に劣る団体だったのだろうか。まずこの点に関しては、クレーナーらの提唱する「軍隊社会」 *militärische Gesellschaft* の概念を参照する必要があるだろうと思われる。軍隊社会とは、直接あるいは間接的に当時の軍隊と関係のあつた一群の人間集団のことであり、具体的には、戦争を実際に遂行する将校や兵士だけでなく、彼らの家族や従軍する諸集団（例えば酒保商人、売春婦、馬丁、墓掘人夫など）をも指している。このように定義すると、たしかにこの概念は、近世史研究者が使用する広義の意味での軍隊と、内容的にはほとんど変わらなくなってしまう。しかし、それにもかかわらずあえてこの言葉が多用される背景には、軍事史研究者のあいだで次のような主張が共有されているからだと思われる。それは、「近世の一社会集団としての軍隊が、都市や農村といつた他の共同体に劣らぬ重要性を持つていたにもかかわらず、これまでの歴史研究によつて相応の地位が与えられなかつたのは不当であつて、軍隊は独自のメカニズムを持ちながら、国家や社会に関係した存在として認知されねばならない」⁽⁴⁵⁾ という認識である。実際、軍隊社会の研究は都市や農村のそれに比べて著しく不足しており、こうした状況だけでも、社会集団としての軍隊の持つ重要性が、従来の研究においてどれほど軽んじられてきたかを知ることができる。近世の軍隊は、社会集団としてきわめて大きな役割を果たしていたのであり、そのように把握されてはじめて、当時の軍隊固有の諸特徴や、社会や国家との相互影響を解明する前提が整うようと思われる所以である。

第一に考慮せねばならないのは、近世における軍隊と社会はいまだ分離されぬ状態にあつたという点である。すなわち、軍隊の *militär* 領域と社会の *zivil* 領域とのあいだに明確な境界線を引くことは、アーネストも指摘するよう、当時の実状にそぐわないものである。⁽⁴⁷⁾ 例えは兵士についていうならば、絶対主義時代の常備軍は、少数の中核兵士と一時雇用された大多数の兵士とふう一層から構成されており、この事実だけからしても、後者の兵士のほとんどが、軍隊と既存社会とのあいだを往来していったと推測することができる。⁽⁴⁸⁾ つまり、大部分の兵士たちにとって、兵役は限られた年限の職業だったのであり、当時の兵役はいわば「出稼ぎ労働」的な性格を持つていたのである。⁽⁴⁹⁾ われに、ゲッティンゲンの例のように、兵士が都市社会へ統合された事実をも考慮に入れるならば、軍隊と社会とのあいだには高い流動性があつたと考えざるを得ない。すなわち、軍隊と社会はその各々が明確な境界を持つて対峙していたのではなく、逆にその境界が不分明であつたこそが、近世における軍隊と社会の特徴であるように思われるのである。軍隊を隔離する兵舎が近世にほとんど普及しなかつたことからも分かるように、軍隊と社会の未分離状態に終止符が打たれるのは、少なくともドイツにおいては近世ではなかつた。それは一九世紀、しかもその後半になつてからのことなのである。

【注】

- (1) O. Büsch, *Militärsystem und Sozialleben im alten Preußen. Die Anfänge der sozialen Militarisierung der preußisch-deutschen Gesellschaft*, Berlin 1962.
- (2) ヴォールファイルは、「軍事史は、軍隊を制度としてだけでなく、経済、社会および公的生活全体のファクターとしても研究の対象にある」と述べ、そのような観点からの軍事史の必要性を説いていた。R. Wohlfel,

- Wehr-, Kriegs- oder Militärgeschichte? in : *Militärgeschichtliche Mitteilungen Bd. I*, 1967, S.173. 「近年の「軍隊の社會史」を指導するB.R.クローナーが、軍事史研究を「軍隊やわざの社會集団によるべき」ものとして政治・經濟・社會の名分野と軍隊との相互關係を「絶べや間に處してゐる」といふ。」B. R. Kroener, Vom "extraordinari Kriegsvolk" zum "miles perpetuus", Zur Rolle der bewaffneten Macht in der europäischen Gesellschaft der Frühen Neuzeit. Eine Forschungs- und Literaturbericht, in : *Militärgeschichtliche Mitteilungen, Bd. 43*, 1988, S. 149. と定義するのを限れば、彼とガーラントайнとのあいだには、軍事史の田舎や方向性に本質的な違ふがなこととが分かる。
- (3) 例えば前述のクレーナーは、ハッハバは留學し、ロルカ・ハイムは師事してゐる。彼は前掲論文にねじて、「英米仏」とりわけハッハバはおむね近世軍事史研究の主要な成果を数多く紹介し、やれのがくらうねじてらへ参照され、取容されぬぐれだらん體ひでる。Ebd., S.175.
- (4) E. W. Hansen, Zur Problematik einer Sozialgeschichte des deutschen Militärs im 17. und 18. Jahrhundert. Ein Forschungsbericht, in : *Zeitschrift für historische Forschung, Bd. 6, Heft 4*, 1979.
- (5) Büsch, a.a.O. たゞ「社會の軍事化」體の詳細だ。一部を縮略する。
- (6) H. Delblück, *Geschichte der Kriegskunst im Rahmen der politischen Geschichte*, Berlin 1920. O. Hintze, Staatsverfassung und Heeresverfassung, in : *Neue Zeit- und Streitfragen, hrsg. von der Gehe-Stiftung zu Dresden, 3. Jg., 4. Heft*, 1906, wieder in : Ders., *Staat und Verfassung*, Göttingen 1967. たゞ、第一次大戦前後のヘッセンおかの軍事史研究の動向は、Kroener, a.a.O. によれば、その詳細な詳細は触れられない。
- (7) ハンスに関しては、佐々木真氏の諸業績、例えば「王權と兵士——ハンス絶対王政期の兵士と王權の政策」〔駒澤史学〕四九号、一九九六年や、「ハンス絶対王政期の軍隊と社會——補給問題を中心とした」〔駒澤大学文学部研究紀要〕五号、一九九八年などを参照。また英米の研究に関しては、J.・ペーカーの軍事革命論を翻訳された大久保桂子氏の「ヨーロッパ『軍事革命』論の射程」「思想」八八一号、一九九七年や、「戦争と女性・女性と軍隊」〔岩波講座世界歴史〕十五：戦争と平和」岩波書店、一九九七年などを参照。

- (8) 皮肉ない」といわが国においては、近世ドイツ研究者による軍隊研究が、歴史家による軍隊研究としては先駆的な役割を果たした。阪口修平『アロイゼン絶対王政の研究』中央大学出版部、一九八八年、同「社会的規律化と軍隊」「規範と統合：シリーズ世界史への問五」岩波書店、一九九〇年々、神寶秀夫「ドイツ絶対主義的領邦に於ける軍制」『法制史研究』三三五号、一九八五年などがそれである。
- (9) Hintze, a.a.O.
- (10) G. Oestreich, Zur Heeresverfassung der deutschen Territorien von 1500 bis 1800. Ein Versuch vergleichender Betrachtung, in : Ders., *Geist und Gestalt des frühmodernen Staates*, Berlin 1969. 邦語文献では、神寶訳掲譜文を参照。またフッハベの民兵制については佐々木真「フッハベ絶対王政における国民兵制」『史料雑誌』九八篇六号、一九八九年がある。
- (11) ベルトの報告書は、J. Kunisch (Hrsg.), *Staatsverfassung und Heeresverfassung in der europäischen Geschichte der frühen Neuzeit*, Berlin 1986 に収められた。
- (12) Büsch, a.a.O.
- (13) Ebd, S.71ff.
- (14) Ebd, S.168ff. エムヨウリ、ヒューランの著書は農村社会の変容を中心テーマとしているので、都市と官僚への影響は結構論議部分でわずかに言及されているにすぎない。邦語文献では、都市については阪口『アロイゼン絶対王政の研究』第三部第八・九章で、退役軍人の下級官吏への適用については同「社会的規律化と軍隊」で扱われている。
- (15) Büsch, a.a.O., S.XIff. など、「アロイゼン主義」と軍隊との関係については、坂井榮八郎氏の論文「アロイゼン主義の構造」(『歴史時代』第三回)、山川出版社、一九九八年に収めて、手際よく整理されている。
- (16) R. Pröve, Einleitung, in : Ders. (Hrsg.), *Klio in Uniform? Probleme und Perspektiven einer modernen Militärgeschichte der Frühen Neuzeit*, Köln / Weimar / Wien 1997, S.3.
- (17) R. Pröve, *Stehendes Heer und städtische Gesellschaft im 18. Jahrhundert*. Göttingen und seine Militärbevölkerung

(18) 段階の問題だけを個別に論じたのが、R. Pröve, *Der Soldat in der 'guten Bürgerstube'. Das frühneuzeitliche Einquartierungssystem und die sozioökonomischen Folgen*, in : B. R. Kroener / R. Pröve (hrsg.), *Krieg und Frieden. Militär und Gesellschaft in der frühen Neuzeit*, Paderborn 1996. がある。Ebd.の叙述は、前註の文献よりの論文に依拠してゐる。

(19) わが国における宿営の先行研究としては、阪口前掲書(1171-1回頁)がある。

(20) 一八世紀ゲッティンゲンの人口は、一七一三年に約四〇〇〇人であったが、一七三六年に大学が創設されて人口は急増し、一七五六年には約九〇〇〇人を数えた。一方、宿営する駐兵およびその妻子は一八世紀を通して平均約一千人であった。Pröve, *Stehtendes Heer*, S.61, 206.

(21) 例えば、転借した住居で暮らし、牛一頭とわずかな土地を持った零細耕職人の場合には、約四ターハーの宿営税を支払わねばならなかつた。その額は、彼が一ヶ月あるある働いて得られる給料分に相応しかつた。実際 Billetamt の帳には何百人の宿営税未納者が記載されており、収支は長年赤字であつた。Pröve, *Der Soldat in der 'guten Bürgerstube'*, S.205.

(22) 宿営する兵士に都市民が何を提供するかは、むとより君主の定めた宿営条例の中で細かく規定されてゐる。しかしその具体的な適応方法や範囲は、つねに兵士と都市民とのあいだで個々に取り決める必要があつた。アーネストによれば、この点に関する両者の解釈の違いが争いの潜在的要因となつたといふ。Ebd., S.208.

(23) 例えば、軍人王治下のプロイセンにおける宿営の様子を記したディーツ親方は、次のように書いてゐる。「われわれは残念ながらこれまで一四年間ひどい宿営を押しつけられて來た。それで私はまた、兵卒、下士官及び彼らの妻から多くの災厄をこうむつた。……彼らがどんなに私を苦しめたか、そして今も苦しめているかはとても筆紙に尽くしがたい。……すべてのものが密かになくなつてゐるし、部屋は暖炉の火をがんがんたかれて火事になる。庭は荒らされ、庭木には小便をひつかけられる。それどころか小便で家の中の床も部屋もびしょびしょにされる……」P.ラーンショタイン(波田

節夫編)『ベロックの生短』法政大学出版局、一九八八年、四六一—一頁。

(24) Pröve, *Siehendes Heer*, S.323. なお厳密には、アーネー^トの原文においての語は「兵士たるの市民化」Verbürgierung der Soldaten となるところ。しかし、シーマンにおけるその後の議論の中では、この言葉が「軍隊の市民化」と表現され定着しつつある。あたりの言葉には「社会の軍事化」を相対化しようとするアーネー^トの意図が明瞭であることを考慮し、本稿でも「軍隊の市民化」と呼ぶこととする。

(25) 経済史においてはすでに、W・ゾンバルトが近代市民の生成プロセスを、つまり市民が「アルミニウム」と「カーブハイアルミニウム」の二重の性格を獲得する過程のことを「世界の市民化」Verbürgierung der Welt と表現し、普及した概念になつてしまふ。ヘルーハー^トの「市民化」が批判されるのが、彼が前近代の社會を前提としているにもかかわらず、W・ゾンバルトの概念を連想せらるるふいだと思ふ。Vgl., Ergebnisse der Schlussdiskussion, in: *Krieg und Frieden. Militär und Gesellschaft in der frühen Neuzeit*. ジョルヘ^ナウ^ニの批判を取ってH・T・ヘルーハー^トは、都市史研究で用ひる「都市化」Urbanisierung 概念や「軍隊の市民化」の代替りしものと認めた。Vgl. H. T. Gräf, Militarisierung der Stadt oder Urbanisierung der Militärs? Ein Beitrag zur Militärgeschichte der frühen Neuzeit aus stadtgeschichtlicher Perspektive, in: R. Pröve (hrsg.), *Klio in Uniform?*, 1997. A・E・カーベーの市民化プロセスの説明は、「軍隊の市民化」を論ずるの読みは大変興味深^くが、「都市化」である表現が「市民化」と取られてしまうことの説得力を持つうるかは疑問だと思ふ。

(26) F. Göse, Zwischen Garnison und Rittergut. Aspekte der Verknüpfung von Adelsforschung und Militärgeschichte am Beispiel Brandenburg-Preußens, in: R. Pröve (hrsg.), *Klio in Uniform?*, 1997.

(27) Büsch, a.a.O., S.96

(28) Ebd., S.72.

(29) クライスル^ク、州より^クの地方行政区であつて、小ハムハーメ=郡長が管轄する貴族領下の農村であつ。詳しく述べは坂口前掲書三九頁以下を参照のこと。

(30) ちなみに、将校と貴族との相互関係については、ゲーゼはまた、貴族の出身地域と将校との密接なつながりに注目している。例えば、信用貸借に関する史料からは、上級将校の圧倒的多数が地方の貴族に金銭を貸し付けたことが分かっており、将校とその出身地域に在住する貴族との密接つながりをうかがうことができる。ただし、本文にもあるように、将校は各地の駐屯地に分散したのであり、それに伴い出身地域外との関係が増えたことも忘れてはならない。実際、将校の婚姻範囲を調べたデータを見ると、一七世紀において過半数を超えていた出身地域内の結婚が、一八世紀前半に出身地外結婚に取って代わられ、その差は一八世紀を通じて広がり続けてくる。出身地域における根強い地縁的結合と域外での関係の増大、この相反する性質の併存を、ゲーゼは貴族と将校との相互関係における特徴と見てくるようである。Göse, a.a.O., S.140ff.

(31) D. Hohrath, (Dokumentation) Ferdinand Friedrich von Nicolai : *Betrachtungen über die vorzüglichsten Gegenstände einer zur Bildung angehender Offiziers anzuhörenden Kriegsschule* (1770). Eine bedeutende Denkschrift zur "Aufklärung des Militärs", in : *Militärgeschichtliche Mitteilungen*, Bd.51, 1992. さての意見は、ヌフリュの文庫も B. R. Kroener, Der Offizier im Erziehungsprogramm der Aufklärung, in : *Militärgeschichtliches Forschungsamt* (hrsg.), *Von der Friedenssicherung zur Friedensgestaltung. Deutsche Streitkräfte im War-del*, Herford / Bonn 1991. に依拠してくる。

(32) 「れば、戦争の特権化が、やはやへ進んで、こつたフランスの影響であった。むらわけルイ・イエギョール Puysegur の『戦争術』*l'art de la guerre* が、ムニッシュでただちに翻訳され、反響を呼んだ。」の著作をばんじるコレ、シベハ語訳では一七五〇年代以降に軍隊や戦争をテーマとした著作物が急増した。Hohrath, a.a.O., S.102.

(33) 領邦の規模からして兵力増強に限界のあつたヴュルテンベルクでは、現存する常備軍を質的に向上させる方向で努力がなされた。ホーエ・カールスシッヒー、その一環として一七七〇年、ルードヴィヒスブルクに創立された（一七七五年ショトウツトゥガルトへ移転）。むろん、この学校は純粹な軍事教育の場ではなく、今日で言えば実科学校やギムナジウム、専門单科大学、芸術アカデミーそして総合大学の機能をも併せ持つた複合教育機関であった。養成された人材

- も将校だけでなく、法律家や医者、経済学者や行政学者、芸術家にいたるまで多岐にわたつてゐた。Ebd., S.101f.
- (34) ヴュルテンベルクの名望家層の出身で、カンシュタット Cannstatt 市の主計局長を父に持つニコライは、テューリンゲン大学で法学を修めた後、ベルリンとウィーンにしばらく滞在し、そことでの経験により彼は、軍隊に多大な関心を抱くようになつた。ヴュルテンベルクに戻つた彼は、同國の砲兵隊に旗手として入隊する。七年戦争中、ニコライは異例の昇進を遂げるが、この戦争中に彼に課された業務のひとつ、すなわちヴュルテンベルク軍将校の教育水準についての調査は、後の彼の行動に大きな刺激を与えた。調査結果は惨憺たるもので、将校たちは専門知識をほとんどといってよいほど欠いた状態であつたため、これ以降ニコライは、理論に基づいた戦争学の構築、将校の教育ならびにそのための教育機関の設立に向け、いかにも精力的に取り組むようになつた。Ebd., S.95ff. ホーエ・カールスショーンは、彼のいかした取り組みが結実したものである。
- (35) F. F. v. Nicolai, *Betrachtungen über die vorzüglichsten Gegenstände einer zur Bildung angehender Offiziers anzuordnenden Kriegsschule*, in : Ebd., S.115-141.
- (36) ニコライは次のよひに述べる。「もし勇敢である」といふが、「指揮官に必要なのは猛々しい勇気だけ」といふことを意味するのなら、死をも怖れぬ氣概がむづとも確實な勝利への道となることでしょう。しかしながら、何世紀もの歴史がわれわれに教えるのは、……すべての国々が戦争を學問としてとらえ、それに熱心に取り組む必要性を悟つたといひであります。この原則を見失わなかつた国だけが、戦争において大勝利をおさめた、といふことであります」。Ebd., S.115.
- (37) 基礎戦術の授業では、ギリシア・ローマ時代、なんばにオーラー＝軍制改革以降の戦術の歴史的発展が体系的に講じられた。他方、高等戦術の授業では、基礎戦術で習つた知識を基にして、最新の戦術、戦法、戦略が教えられた。Hohrath, a.a.O., S.111f.
- (38) Ebd., S.103.
- (39) B. R. Kroener, *Bellona und Caritas. Das Königlich-Potsdamsche Große Militär-Weisenhaus. Lebensbedingungen der Militärbewölkerung in Preußen im 18. Jahrhundert*, in : Ders.(hrsg.), *Potsdam. Staat, Armee*,

Residenz in der preußisch-deutschen Militärgeschichte, Frankfurt a.M./ Berlin 1993.

- (40) ものより、軍事人口の絶対数は首都ベルリンに遠くおよばなかつたが、ボンダムの特徴は、軍事人口の割合がひときわ高かつたことである。ベルリンにおける軍事人口の割合が一八世紀全体で「五〇%弱であるのに対し、ボンダムでは平均して四〇～五〇%に達してゐた。Ebd., S.233.
- (41) フリードリヒ大王時代におけるプロイセンの軍事人口は、全人口の約七%であつた。一八〇一年の統計によると、総兵員二二万人（将校を除く）のうち既婚者が九万五千人（約四三%）おり、彼らの子供は一三万人と記録されてゐる。結婚した兵士がもうけた子供の数は、平均一・四人と云ふことになる。兵士のもうけた子供の数が平均的に低いのは、父親の収入が低くて不安定なことと関連していたようである。Ebd., S.234f. したがつて、一八世紀プロイセンの兵士の子供たちは、総じて劣悪な経済環境の中で育つっていたと言つてもよぶだらう。
- (42) プロイセン兵士の脱走については、拙稿「十八世紀プロイセン軍の外国人傭兵——兵士の脱走をめぐる諸問題」『大学院研究年報』（中央大学文学研究科）115号、一九九六年を参照されたい。
- (43) ロホウの教育学については、寺田光雄『民衆啓蒙の世界——ドイツ民衆学校読本の展開』ミネルヴァ書房、一九九六年を参照。
- (44) Kroener, a.a.O., S.246.
- (45) ハスマーライヒの社会的規律化では、倫理やメンタリティといったレベルをも考慮した、かなり広い領域にまたがる変化が想定されていると考えられるが、それに比ぐるトクレーナーは、この概念をいくぶん狭くとも思っているように思われる。社会的規律化については、G・ハスマーライヒ「ヨーロッパ絶対主義の構造に関する諸問題」成瀬編訳『伝統社会と近代国家』岩波書店、一九八一年、同（阪口他訳）『近代国家の覚醒』創文社、一九九三年を参照。
- (46) Kroener, Vom "extraordinari Kriegsvolck" zum "miles perpetuus", S.175f.
- (47) Pröve, Der Soldat in der 'guten Bürgerstube', S.192.
- (48) B. R. Kroener, "Das Schwunggrad an der Staatsmaschine?" Die Bedeutung der bewaffneten Macht in der

europäischen Geschichte der Frühen Neuzeit, in : *Krieg und Frieden. Militär und Gesellschaft in der frühen Neuzeit*, S.4.

(49) Ebd., S.11. ハノーナーによれば、常備軍時代の兵役期間は長くて六～七年であり、これはプロイセン兵士だったハノーファーの記録とも一致する。U・ブレーカー(阪口修平・鈴木直志訳)「*あるプロイセン兵士の軍隊日記*」[紀要]〔中央大学文学部史料叢〕四〇号、一九九五年、一九〇頁。

(あやめ ただし・本学法学部専任講師)